

県税のあらまし



県 民 税

県民税は、県の仕事に必要な費用を広く県民のみなさんからその能力に応じて負担していただくもので、個人県民税、法人県民税、利子等に係る県民税、配当等に係る県民税及び株式等譲渡所得に係る県民税に分かれます。また、県民税は市町村民税と併せて住民税とも呼ばれます。

個人県民税（個人の県民税）

【納める人】

毎年1月1日（賦課期日）現在

- (1) 県内に住所がある個人……………均等割・所得割
 - (2) 県内に事務所・事業所や家屋敷があり、その所在する市や町に住所がない個人……均等割
- ※ 課税や納税の事務は、個人の市町村民税と一緒に市町で行っています。

【納める額】

- (1) 均等割……………2,000円

うち500円は「いしかわ森林環境税」分です。

また、東日本大震災を教訓に、緊急に実施する必要がある防災・減災事業の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度までの10年間、個人県民税の税率が500円引き上げられています。

- (2) 所得割……………課税所得金額の4%

【非課税】個人県民税が非課税となるのは、次の場合です。

区 分	要 件
均等割、所得割とも非課税	(1) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている場合 (2) 障害者、未成年者又は寡婦（寡夫）で前年中の合計所得金額が125万円以下の場合
均等割のみ非課税	前年中の合計所得金額が、市町の条例で定める次の金額以下の場合 <ol style="list-style-type: none"> ① 金沢市の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 32万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+19万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合 32万円 ② 小松市の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 31.5万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+18.9万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合 31.5万円 ③ 穴水町の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 28万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+17.6万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合 28万円 ④ その他の市町の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 28万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+16.8万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合 28万円
所得割のみ非課税	前年中の総所得金額等が、次の金額以下の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 35万円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+32万円 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない場合 35万円

【所得割の計算方法】

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{前年の} \\ \text{収入金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{必要経費（専従者控除を含む。）} \\ \text{又は給与所得控除額} \\ \hline \end{array} \right) - \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array}$$

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{課税所得金額} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率}^* \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額控除額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array}$$

*県民税4%、市町村民税6%

(注) 退職金などの退職所得と土地や建物を売った場合などの譲渡所得については、他の所得と区分して課税されます。

【給与所得控除】

給与収入の金額		控 除 額	
162万5,000円以下		65万円	
162万5,000円超	180万円以下	収入金額 ×	40%
180万円超	360万円以下	収入金額 ×	30% + 18万円
360万円超	660万円以下	収入金額 ×	20% + 54万円
660万円超	1,000万円以下	収入金額 ×	10% + 120万円
1,000万円超	1,200万円以下	収入金額 ×	5% + 170万円
1,200万円超		230万円	

■専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する者がいる場合には、次の金額が必要経費とされます。

- (1) 青色申告……青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- (2) 白色申告……事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - ①50万円（ただし、配偶者である事業専従者については86万円）
 - ②事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数 + 1）

【所得控除】

項 目	控 除 額																				
雑 損 控 除	次のいずれか多い方の金額 (1) (損失額 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 1/10) (2) (災害関連支出の金額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円 ※ 損失額 = 損害金額 + 災害関連支出の金額																				
医 療 費 控 除	次のいずれかのみ適用を受けることができます。 (1) (支払った医療費 - 保険等により補てんされた額) - (総所得金額等 × 5% 又は 10万円のいずれか少ない額) [限度額200万円]																				
スイッチOTC薬控除 (医療費控除の特例)	(2) スイッチOTC医薬品購入費 - 12,000円 [限度額88,000円] ※ 検診・予防接種等を受けている個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までに購入した場合																				
社 会 保 険 料 控 除	支払った金額																				
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額																				
生 命 保 険 料 控 除	<p>平成22年度税制改正により平成25年度課税分から生命保険料控除が次のとおり改正されました。</p> <p>(1) 平成24年1月1日以後に締結した保険契約等（新契約）に係る控除 新たに「介護医療保険料控除」を設け、「一般生命保険料控除」、「介護医療保険料控除」、「個人年金保険料控除」は、次により算出した額 [それぞれの適用限度額28,000円、最高限度額70,000円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,000円超 32,000円以下</td> <td>支払った保険料 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,000円超 56,000円以下</td> <td>支払った保険料 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,000円超</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 平成23年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）に係る控除 旧契約を元とする「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に関しては、従前と同様に次により算出した額 [それぞれの適用限度額35,000円、最高限度額70,000円]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>15,000円超 40,000円以下</td> <td>支払った保険料 × 1/2 + 7,500円</td> </tr> <tr> <td>40,000円超 70,000円以下</td> <td>支払った保険料 × 1/4 + 17,500円</td> </tr> <tr> <td>70,000円超</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」について、新契約と旧契約の両方の控除の適用を受ける場合は、それぞれの方法で計算した金額の合計額で2.8万円を限度とする。</p>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,000円超 32,000円以下	支払った保険料 × 1/2 + 6,000円	32,000円超 56,000円以下	支払った保険料 × 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	15,000円以下	支払った保険料の金額	15,000円超 40,000円以下	支払った保険料 × 1/2 + 7,500円	40,000円超 70,000円以下	支払った保険料 × 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
12,000円以下	支払った保険料の金額																				
12,000円超 32,000円以下	支払った保険料 × 1/2 + 6,000円																				
32,000円超 56,000円以下	支払った保険料 × 1/4 + 14,000円																				
56,000円超	28,000円																				
支払った保険料の金額	生命保険料控除額																				
15,000円以下	支払った保険料の金額																				
15,000円超 40,000円以下	支払った保険料 × 1/2 + 7,500円																				
40,000円超 70,000円以下	支払った保険料 × 1/4 + 17,500円																				
70,000円超	35,000円																				

項 目	控 除 額							
地震保険料控除	その年に支払った保険料の金額に応じて、次により算出した額							
	(1) 地震保険料 支払った保険料の金額 × 1/2 [限度額25,000円]							
	(2) 旧長期損害保険料 (平成18年12月31日以前に締結した長期損害保険契約等) [限度額10,000円]							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>地震保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>5,000円超 15,000円以下</td> <td>支払った保険料×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>15,000円超</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	地震保険料控除額	5,000円以下	支払った保険料の金額	5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円	15,000円超
支払った保険料の金額	地震保険料控除額							
5,000円以下	支払った保険料の金額							
5,000円超 15,000円以下	支払った保険料×1/2+2,500円							
15,000円超	10,000円							
	(3) 上記(1)と(2)の両方がある場合 それぞれの控除額の合計額 [限度額25,000円]							
寡婦(寡夫)控除	本人が寡婦又は寡夫の場合 …… 26万円 特定の寡婦の場合 …… 30万円 (扶養親族である子があり、かつ、前年の合計所得金額が500万円以下の方)							
勤労学生控除	本人が勤労学生である場合 …… 26万円							
障害者控除	本人・控除対象配偶者・扶養親族が障害者の場合 …… 26万円 上記のうち特別障害者については …… 30万円 控除対象配偶者・扶養親族が同居特別障害者の場合 …… 53万円							
配偶者控除	一般の配偶者 …… 33万円 70歳以上の配偶者 …… 38万円 ※ 配偶者の前年の合計所得金額が38万円以下の場合に限ります。							
配偶者特別控除	配偶者の前年の合計所得金額に応じた金額が控除されます。…… 最高33万円 ※ 本人の前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者自身がこの控除の適用を受けていない場合に適用されます。							
扶養控除	一般扶養親族(0歳以上16歳未満) …… 控除なし 一般扶養親族(16歳以上19歳未満) …… 33万円 特定扶養親族(19歳以上23歳未満) …… 45万円 一般扶養親族(23歳以上70歳未満) …… 33万円 70歳以上の扶養親族 …… 38万円 70歳以上の同居の親等 …… 45万円							
基礎控除	33万円							

【税額控除】

項 目	控 除 額
調整控除	<p>税源移譲による所得税と個人住民税の人的控除(扶養控除、基礎控除等)の差から生ずる負担増を調整するため、次により算出した額を所得割額から減額します。</p> <p>(1) 個人住民税の課税所得金額が200万円以下の場合 次のいずれか少ない金額の5%(県民税2%、市町村民税3%)を控除 ①人的控除額の差の合計額 ②課税所得金額</p> <p>(2) 個人住民税の課税所得金額が200万円超の場合 {人的控除額の差の合計 - (課税所得金額 - 200万円)}の5% (県民税2%、市町村民税3%) ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。</p>
住宅借入金等特別税額控除	平成21年から平成31年6月までに住宅に入居した方について、所得税から控除しきれなかった住宅ローン控除額を翌年度の住民税から控除します。
寄附金控除	詳しくは14ページをご覧ください。

【申告と納税】 申告と納税などは、個人市町村民税と一緒に市や町で行います。

■ 申 告

- ・ 申告期限は3月15日です。
- ・ 所得税の確定申告書を提出した場合は、個人県民税の申告書を提出する必要はありませんが、所得税の確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
- ・ 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありませんが、前年中に火災や盗難にあったことによる雑損控除又は自分や家族が病気にかかったことによる医療費控除を受けようとする場合には、期限までに申告書を提出してください。

■ 納 税

- ・ 給与所得者は、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から徴収（天引き）されます。
- ・ 給与所得者以外の所得者については、一般的には6月、8月、10月及び翌年の1月の4回に分けて市町から送られる納税通知書によって納めます。
 - ※ 退職者については、退職手当の支払の際に支払者が退職手当から差し引いて納めます。
- ・ 4月1日現在65歳以上の公的年金受給者については、公的年金支給時（年6回）に年金から特別徴収されます。
 - ※ 介護保険料が年金から引き落としされていない方、引き落とされる税額が老齢基礎年金等の額を超える方などは、特別徴収の対象となりません。
 - ※ 公的年金から特別徴収されるのは、年金所得の金額から計算した県民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した県民税額は、給与からの特別徴収又は納税通知書により納めます。

県税豆知識 その1

県内に住むサラリーマンAさんの県民税は？

- 家族構成 本人（45歳）、妻（42歳）、子供2人（中学生（14歳）1人、高校生（17歳）1人）
- 前年の給与500万円、社会保険料40万円、生命保険料10万円（平成24年1月1日以後に締結した新契約に係るもの）、妻の所得なし

(計算方法)

○均等割額は、**2,000円**です。

○所得割額は、

$$\begin{aligned}
 &5,000,000\text{円} - 1,540,000\text{円} = 3,460,000\text{円} \\
 &\quad (\text{収入金額}) \quad (\text{給与所得控除額}) \quad (\text{所得金額}) \\
 &3,460,000\text{円} - 1,418,000\text{円} = 2,042,000\text{円} \\
 &\quad (\text{所得金額}) \quad (\text{所得控除}) \quad (\text{課税所得金額}) \\
 &2,042,000\text{円} \times 4\% = 81,680\text{円} \\
 &\quad (\text{課税所得金額}) \quad (\text{税率}) \quad (\text{調整控除前所得割額}) \\
 &81,680\text{円} - 2,500\text{円} = 79,100\text{円} \\
 &\quad (\text{調整控除前所得割額}) \quad (\text{調整控除※}) \quad (\text{調整控除後所得割額}) \\
 &\hspace{10em} \text{※100円未満切り捨て}
 \end{aligned}$$

所得控除の内訳

社会保険料控除	400,000円
生命保険料控除	28,000円
配偶者控除	330,000円
扶養控除 (0円 + 330,000円)	330,000円
基礎控除	330,000円
計	1,418,000円

したがって、Aさんの納める個人県民税は、

$$2,000\text{円} + 79,100\text{円} = \mathbf{81,100\text{円}}$$

(均等割額) (所得割額) となります。

なお、個人県民税のほかに個人市町村民税も課税されます。

※調整控除の計算

国から地方への税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差を調整するための控除
人的控除額

・ 配偶者控除 (所得税の控除額)	380,000円 - 330,000円 = 50,000円	………… ①
・ 扶養控除 (所得税の控除額)	380,000円 - 330,000円 = 50,000円	………… ②
・ 基礎控除 (所得税の控除額)	380,000円 - 330,000円 = 50,000円	………… ③

$$\{(50,000\text{円} + 50,000\text{円} + 50,000\text{円}) - (2,042,000\text{円} - 2,000,000\text{円})\} \times 2\% = 2,160\text{円}$$

(人的控除額の差 (①+②+③)) (課税所得金額 - 200万円)

計算後の調整控除額が2,500円未満の場合は2,500円となるため、調整控除額は2,500円となります。

※ 課税所得金額により調整控除の計算が変わります。

県税豆知識 その2

退職金にかかる個人県民税（所得割）の求め方

$$\text{税額} = (\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率}$$

(注) 勤続年数が5年以内の法人の役員等が支払を受ける退職金については適用がありません。

退職所得控除額の求め方

- (1) 通常の退職の場合
- 勤続年数が20年以下の場合 …… 40万円 × 勤続年数 80万円に満たない
場合には80万円
- 勤続年数が20年を超える場合 …… 70万円 × (勤続年数 - 20年) + 800万円

(注) 勤続年数に1年未満の端数がある場合は、切り上げとなります。

- (2) 障害者になったことに直接起因して退職した場合 …… ((1)によって計算した金額) + 100万円

(例) 今年の8月に勤続24年5月で退職し、その際2,000万円の退職金を受けた場合

$$(20,000,000\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times \frac{1}{2} \times 4\% = 170,000\text{円}$$

(税率)

個人住民税の寄附金控除

1 都道府県・市区町村に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の思いを活かすことができるよう、地方公共団体（都道府県や市区町村）に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、個人住民税や所得税が軽減されます。

■ ふるさと納税の例

年収700万円の給与所得者Aさん（石川県在住、夫婦と子供2人の世帯）が、B県に70,000円を寄附した場合

※Aさんの所得税率は10%、個人住民税所得控除額は35万円として計算しています。

寄附額		70,000円
税の軽減額		▲68,000円
内訳	住個人	基本控除額 ▲6,800円
	税人	特例控除額 ▲54,258円
		所得税及び復興特別所得税 ▲6,942円
負担額		2,000円

※ 平成26年度から平成50年度までは、復興特別所得税を考慮して控除額を計算します。

合計で68,000円が軽減されます。

■ 軽減額の計算

【個人住民税での軽減額】（税額控除）

(1) 基本控除（寄附金^(注1) - 2,000円）× 10%
 ※ 基本控除は、ふるさと納税以外の寄附金についても適用されます。

(2) 特例控除^(注2)
 （寄附金 - 2,000円）× （90% - 寄附者に適用される所得税率^(注3)）

【所得税での軽減額】（所得控除）

（寄附金 - 2,000円）× 寄附者に適用される所得税率^(注3)

- (注1) 総所得金額の30%が限度です。
 また、複数の地方公共団体やその他の団体に寄附を行った場合は、その寄附金の合計額で計算します。
- (注2) 特例控除額の上限は、個人住民税の所得割額の20%の金額です。
- (注3) 所得税率は寄附者の所得によって異なります（0～45%）。
 また、平成25年分から平成49年分までは、所得税率に復興特別所得税率（2.1%）を乗じて得た率を加算して計算します。

2 その他の個人住民税の控除対象となる寄附金

- 石川県共同募金会・日本赤十字社石川県支部に対する寄附金
- 石川県や県内市町が条例で指定する寄附金

ア 石川県が条例で指定した寄附金（個人県民税分）

石川県が条例で指定した控除対象寄附金は、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金（公益法人、学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人等に対する寄附金）のうち、県内に事務所を有する法人・団体に対する寄附金です（当該事務所で収納したものに限ります）。

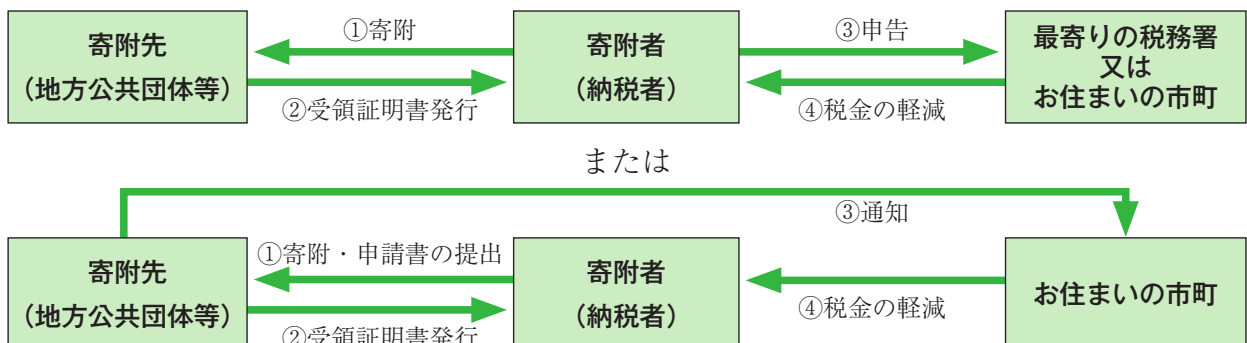
イ 県内市町が条例で指定した寄附金（個人市町村民税分）

県内各市町の個人市町村民税の控除対象寄附金の指定状況については、お住まいの市町の住民税担当課へお問合せください。

- ※ なお、「(2) 石川県や県内市町が条例で指定する寄附金」の基本控除額の計算において、乗じる率は次のとおりです。
- ・石川県が指定した寄附金は4%
 - ・県内市町が指定した寄附金は6%
- したがって、石川県と県内市町双方が指定した寄附金は10%となります。

3 寄附金控除を受けるための手続

寄附金控除を受けるためには、寄附をされた方が、寄附先の発行する受領証明書（領収書）等を添えて、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに住所地を管轄する税務署で所得税の確定申告をしていただく方法のほか、給与所得者等確定申告が不要な方でふるさと納税先が5団体以内の場合については、寄附をする際に、寄附先へ申請書を提出することによって、所得税控除分相当額を含めて個人住民税からの控除を受けることができます。（ふるさと納税ワンストップ特例）



個人住民税の特別徴収のお知らせ

従業員の個人住民税は、事業主の特別徴収が法律で義務づけられています！

石川県では従業員（給与所得者）の利便性の向上と税負担の公平性を図るため、個人住民税の特別徴収を実施されていない事業主（給与支払者）の皆さまに対して「特別徴収」への切替えをお願いしています。

● 特別徴収制度とは？

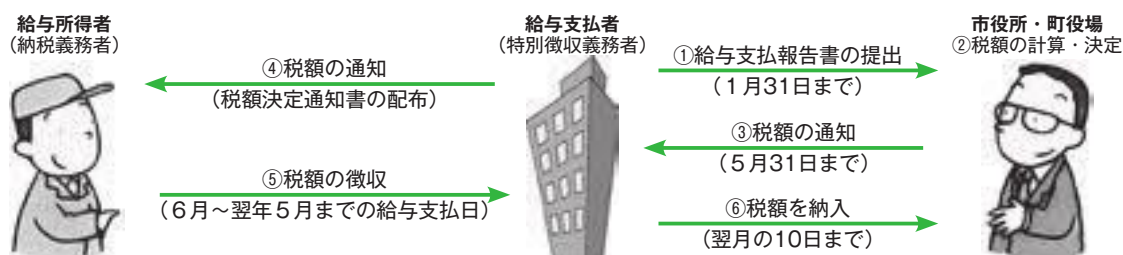
所得税の源泉徴収と同じように、事業主が従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税（個人市町村民税＋個人県民税）を徴収（給与天引き）し、従業員の住所地の市町に納入する制度です。

地方税法には「給与所得者である場合、個人住民税は、特別徴収の方法によって徴収する」（321条の3）、「所得税を徴収して納付する義務のある者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない」（321条の4）と規定されており、事業主や従業員の希望により「特別徴収」か「普通徴収」かを選択することはできない制度になっています。

● 特別徴収事務の流れ

所得税とは違い、各従業員の税額計算は市町で行い、5月中旬から従業員ごとの特別徴収税額を通知します。事業主の皆様には、この通知に記載された金額（月額）を、6月以降毎月、それぞれ従業員の給与から徴収（給与天引き）し、各市町に納めていただくことになります。

1月下旬（1月31日まで）	給与支払報告書を、毎年1月31日までに従業員の住所地の市町に提出してください。このときに特別徴収への切替えを行ってください。
5月中旬から下旬（5月31日まで）	従業員の住所地の市町から事業主あてに「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用、納税義務者用）」が送付されます。
6月から翌年5月まで	従業員の給与から税額の徴収（給与天引き）を開始します。【毎月実施】
給与支給の翌月10日	従業員の給与から徴収（給与天引き）された個人住民税は、給与支給の翌月10日までに市町から送付された納入書により金融機関等から市町へ納めてください。【毎月実施】



県税豆知識 その3

Q1 これまで従業員が納付書で納付（普通徴収）していたのに、なぜ今さら特別徴収をしなければならないのですか。

A1 地方税法第321条の4及び各市町の条例により、従来から、原則として所得税の源泉徴収義務のある者は、従業員の個人住民税の特別徴収をしなければならないこととされています。事業主の皆さまには、法令に基づく適正な事務処理の観点から特別徴収の実施をお願いしております。

Q2 特別徴収は手間がかかりそう。従業員も少なく、事務をする余裕がないのですが。

A2 個人住民税の特別徴収は、事業主が行うべき法律上の義務とされていますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

- ・個人住民税の特別徴収を実施しても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間はかかりません。
- ・事業主は、市町から通知される従業員ごとの税額を、毎月の給与から徴収（給与天引き）し、翌月の10日までに金融機関等を通じて従業員の住所地の市町ごとに納めていただきます。
- ・特別徴収をすると、従業員が納税のために金融機関や市町の窓口に向く手間が省けます。
- ・毎月の給与から特別徴収（給与天引き）されることで、1回当たりの税負担額が少なくなります。（普通徴収では年4回払い、特別徴収では年12回払い）
- ・従業員が常時10名未満の事業所等は、市町長の承認を受けて特別徴収税額の年12回の納期を年2回にする「納期の特例」制度（給与天引きは毎月実施）がありますので、該当する場合は、関係市町にご相談ください。

Q3 アルバイトやパートも特別徴収する必要がありますか。

A3 所得税を源泉徴収されている従業員（アルバイトやパートを含む。）については、個人住民税についても特別徴収していただく必要があります。ただし、次のような場合には、特別徴収ができませんので、市町にお申出ください。

- ・他から支給されている給与から個人住民税が特別徴収されている。
- ・退職者など、翌年の給与からの特別徴収ができない。
- ・個人住民税額が毎月の給与の支払額より多いため、特別徴収ができない。
- ・給与が毎月支給されず、不定期である。

**個人住民税の特別徴収に関する具体的な手続等については、
従業員の住所地の市町の住民税担当課までお問合せください。**